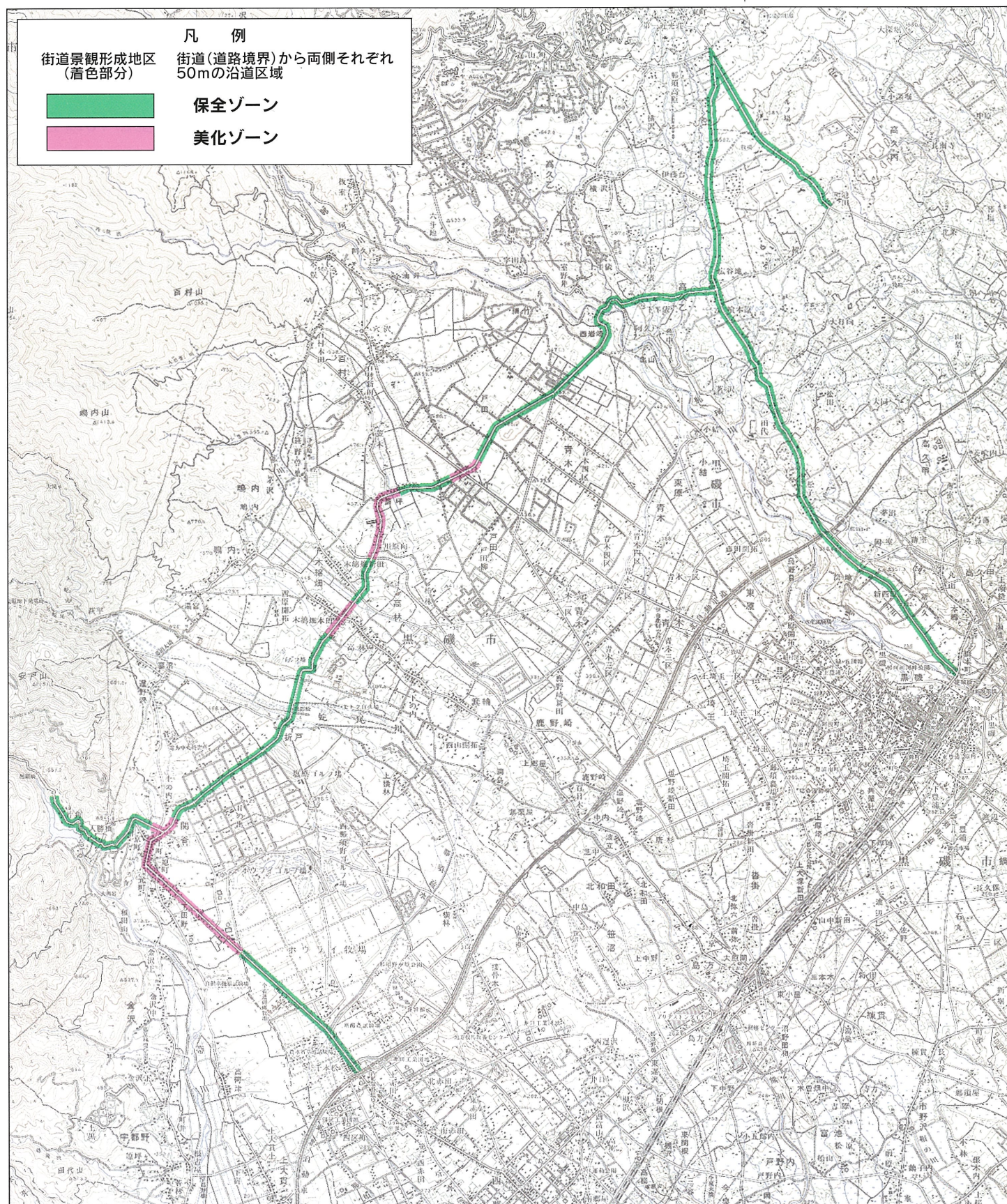


那須・塩原街道景観形成地区



この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図を複製したものです。(承認番号 平12関複第916号)

とちぎふるさと街道景観条例のあらまし

とちぎふるさと街道景観条例は、本県を代表する景観の一つである街道景観を県、市町村、県民及び事業者が協力し、守り育てることを目的として、平成元年12月に制定されました。

平成2年6月には緑豊かなふるさととちぎのイメージに最もふさわしい街道として那須街道、塩原街道、那須塩原横断道路の3街道沿線を、平成12年12月には県道湯本漆塚線一部の沿線を街道景観形成地区に指定し、以来、先導的モデル事業として景観対策を実施して参りました。

ふるさととちぎの美しい自然環境を未来に引き継いでいくため、皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

お知らせ

- ◆H13.4.1から「街道景観里親制度」が始まりました。
- ◆H11に植栽した苗木の育成のため、下草刈りのボランティアを募集しています。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

栃木県矢板林務事務所 ☎0287-43-0427
 栃木県大田原林務事務所 ☎0287-23-6363
 栃木県林務部自然環境課 ☎028-623-3211



栃 木 県

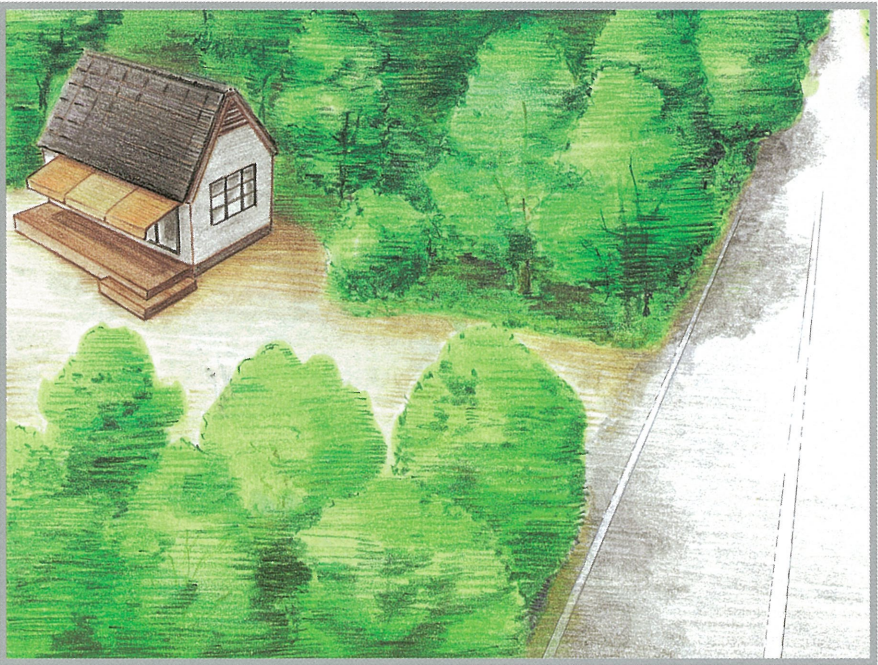
届出が必要となる行為

届出を要する行為の項目	届 出 が 必 要 と な る 規 模 等	
	保 全 ゾ ー ン	美 化 ゾ ー ン
建築物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	● 新築、増築、改築、移転 …… 行為に係る部分の床面積の合計が10㎡を超えるもの ● 外観の変更 …… 変更する面積の合計が10㎡を超えるもの	● 新築 …… 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超えるもの ● 増築、改築 …… (1) 増築、改築後に、高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超えるもの (2) 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の増築、改築で、当該行為に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの ● 移転 …… 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の移転で、当該行為に係る部分の床面積の合計が50㎡を超えるもの ● 外観の変更 …… 高さが13mを超えるか、又は建築面積が300㎡を超える建築物の外観の変更で、当該行為に係る面積の合計が50㎡を超えるもの
さく、堀、擁壁の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが0.6mを超えるもの (増築、改築後の高さが0.6mを超えるものを含む。)	同 左
記念塔、物見塔の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが5mを超えるもの (増築、改築後の高さが5mを超えるものを含む。)	高さが13mを超えるもの (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)
次の工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更 ● 電波塔、煙突、高架水槽、鉄筋コンクリート造りの柱、金属製の柱又は合成樹脂製の柱	● 高さが5mを超えるもの (増築、改築後の高さが5mを超えるものを含む。)	● 高さが13mを超えるもの (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)
● 観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーランド等遊戯施設 ● アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラント等製造施設 ● ガス、石油製品、穀物、飼料等貯蔵・処理施設 ● 自動車車庫の用途に供する施設 ● 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	● 高さが5mを超えるか、又は築造面積が10㎡を超えるもの (増築、改築後の高さが5mを超え、又は築造面積が10㎡を超えるものを含む。)	
電柱、空中線の支持物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	高さが10mを超えるもの (増築、改築後の高さが10mを超えるものを含む。)	高さが13mを超えるもの (増築、改築後の高さが13mを超えるものを含む。)
広告塔、広告板の新築、増築、改築、移転又は外観の変更	表示面積が0.5㎡を超えるもの (法令の規定により設置するもの及び冠婚葬祭や講演会等のため一時的にその敷地内に設置されるもの等を除く。)	表示面積が1㎡を超えるもの (法令の規定により設置するもの及び冠婚葬祭や講演会等のため一時的にその敷地内に設置されるもの等を除く。)
木竹の伐採	次に掲げるもの以外の木竹の伐採 (1) 桑、茶、果樹その他農業用に栽培したもの (2) 整枝等木竹の保育のために通常行われるもの (3) 枯損したもの又は危険なもの	同 左
屋外における物品の集積又は貯蔵	次に掲げるもの以外の屋外における物品の集積又は貯蔵 (1) 高さが1.5m以下かつ水平投影面積100㎡以下のもの (2) 道路から見通すことのできない場所のもの (3) 使用期間が90日以内のもの	同 左
鉱物の掘採又は土石の採取	掘採又は採取面積が500㎡を超えるか、又は高さが1.5mを超える法を生じるもの	
土地の区画形質の変更	次に掲げるもの以外の土地の区画形質の変更 (1) 変更に係る面積が500㎡以下で、かつ高さ1.5mを超える法を生じないもの (2) 農林業を営むためのもの(土地の開墾、水面埋立、干拓、宅地造成を除く。) (3) 土地改良法による土地改良事業	
屋外における自動販売機の設置	全て (自動販売機の規模、台数等は問わない。)	

行為を行う際の基準 (この区域において実現しようとする景観のイメージ)は、右ページのとおりです。



街道景観形成基準
(保全ゾーンのイメージ図)



＊建築物

- 屋 根 勾配2/10以上
- 高 さ 25m以下
- 建ぺい率 30%以下
- 街道からの後退距離 20m以上
- 街道から20m以内の樹林を保存すること。

＊広告物

- 高 さ 5m以下
- 同一敷地内における表示面積の合計 15㎡以下
- 色彩は、こげ茶色を基調とし、原色は使用しないこと。
- 照明を使用するときは、外側から照明することとし、ネオンサイン等の電飾は行わないこと。

※広告物の掲出については、「街道景観形成基準」のほか、自然公園法及び「屋外広告物条例」に基づく許可基準を満たす必要があります。



- 1 県では、緑豊かなふるさとの景観を未来に引き継いでいくため、平成元年に「とちぎふるさと街道景観条例」を制定し、総合的で長期的な対策を進めています。
- 2 「街道景観里親制度」とは、住民や企業、団体などがふるさと街道の里親となり、街道沿いの清掃、草刈り、植栽等を行うかわりに、あなたの名前入りの看板を活動区域(街道景観保全活動に従事している場所)に設置することができる制度です。
- 3 「街道景観形成地区」の区域内で一定の行為を行おうとするときは、あらかじめ知事への届出が必要となります。ただし、国立公園など一部の区域では、届出義務はありません。
- 4 知事は、届出が必要な行為については、「街道景観形成基準」に基づいて、必要な措置を講じるよう指導を行います。また、「街道景観形成地区」の指定時に既に建っている建築物や土地の現状などが、まわりの景観と著しく不調和であるときは、「街道景観形成基準」に基づき、改善のための指導をする場合があります。
- 5 「街道景観形成基準」に基づく指導及び勧告に従わなかったときは、住所及び氏名等を公表することがあります。また、届出が必要な行為について、届出をしなかったとき又は虚偽の届出をしたときは、20万円以下の罰金に処せられます。
- 6 街道景観の形成を推進することが特に必要な区域を「街道景観形成地区」に指定しています。(4頁参照)